



| | |
|------------------|---|
| Title | イタリアにおける二院制：設計の不備、不満足な実績、未完の改革に特徴付けられた150年の後に、ついに奇跡は訪れるのか？ |
| Author(s) | カルロ、フザーロ; 芦田, 淳//訳 |
| Citation | 北大法学論集, 67(2), 142[15]-132[25] |
| Issue Date | 2016-07-26 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/62563 |
| Type | bulletin (article) |
| File Information | lawreview_vol67no2_05.pdf |



[Instructions for use](#)

〈北大立法過程研究会報告〉

イタリアにおける二院制

—— 設計の不備、不満足な実績、未完の改革に特徴付けられた
150年の後に、ついに奇跡は訪れるのか？ ——

カルロ・フザーロ
芦田 淳 訳

1 序論

全く異なる国で同じように繰り返される問題がある。二院制議會をどのように設計するかは、そのような問題の一つである。

特に、日本とイタリアは、政治及び憲法上の問題について、多くの興味深い共通点を持っている。日本の参議院とイタリアの上院がどのように設計され、発展してきたかに関して、両国とも構成員を直接選挙とした基本的特徴は、憲法制定者に、両院に同等の（イタリアの場合には同一の）権限を与えさせ、二つの非常に差異の小さな二院制議會をつくり出すこととなった。

本稿は、2012年秋に札幌と東京で行った報告¹を前提に、その後のイタリア

¹ 岡田信弘編『二院制の比較研究－英・仏・独・伊と日本の二院制』（日本評論社、2014年）。なお、本稿は、2015年3月7日に東京で開催された報告原稿の一部を翻訳したものである。当日の報告原稿の構成は、以下のとおりである。

- 1 序論
- 2 全般的な比較による論評
- 3 イタリアにおける二院制議會の事例－起源と発展
 - (1) アルベルト憲章期

における議論の動向を整理したものである。本稿では、主に、2014年にレンツィ内閣の提出した改正案の内容について述べる。同改正案は、上院及び下院によって1回ずつ可決され、現在、上院で再び審議されている²。私の結論は、第4章において示される。

2 憲法改正に向けた新たな動き

第17立法期に向けた選挙（2013年2月）の結果は、イタリアの政治的及び制度的問題の悪化の前兆となった。経済・財政危機は迅速かつ効果的な行動を必要としたものの、有権者は両院で異なる多数派を選択した。2005年選挙法のおかげで、下院においては民主党及びその同盟者によって明確な多数派が形成されたが、上院においては規模の近い3党が議席を三分することとなった。この問題を解決するには、これら大政党の二つが連合するしかなかった。しかし、そうはならなかった。

危機の深刻さは、6票の差により議会が新たな大統領を選出できないという事実によって証明された。そこで、議席の75%を占める主要政党（3大政党の

(2) 1946年～1947年の制憲議会で何が現れたか

4 初期の問題及び比較的有効であった1963年の解決策

5 30年にわたるイタリア議会改革の試みとその挫折

(1) ボツィ委員会～中道右派改革（1983年～2006年）

(2) 直近の法案（2007年～2012年）

6 憲法改正に向けた新たな動き

7 イタリア議会によって現在検討されている憲法改正案

8 イタリアの事例の検討による一般的教訓

² イタリア共和国憲法第138条によれば、憲法改正案は、各議院が同一の条文で2回ずつ可決する必要がある、第2回目は各議院の議員の絶対多数で可決しなければならない。レンツィ内閣の改正案は、上院で可決された後、下院でわずかな修正が加えられた（内容の約10%に修正が加えられた）。現在（2015年3月時点 ※訳者注）、（下院による修正後の案に対して）上院で1回目の審議がなされることになっている。さらなる修正が加えられなければ、改正案は、下院で2回目の審議が行われた後、上院に2回目かつ最終的な審議のために戻ってくる。反対に、上院で修正が加えられた場合には、次の下院での審議は再び1回目の審議ということになる（そして、制限はない）。

うちの二つ)は、すでに88歳であったジョルジョ・ナポリターノ大統領に(前例のない)2期目の大統領就任を要請するに至った。ナポリターノは要請を受け入れたが、必要であり、かつ、議会政党が、議会自身の改革を含む主要な憲法改正を立案し可決するために真摯で信頼するに足る努力を行っている限りにおいて、大統領の職に就くことを明らかにした。2013年6月、左右大連立によるレッタ内閣は、憲法改正について、過去の成果を評価するとともに、新たな試みの基礎を築くために、42名の専門家による委員会を招集した。同時に、内閣は、改正過程を支え1993年及び1997年のような成果を得るための特別手続を定めた法案を提出した。

当該委員会は、2013年9月17日、興味深い報告書を提出した。これは、イタリア憲法第2部改正に関する条文のあり方についての最も包括的で信頼できる報告書であると考えられる。実際、政治的なすべての立場を代表する学者により構成されていたにもかかわらず、委員会は、その結論においてほぼ一致していた。しかし、不運にも、政治状況は、内閣に改正手続に関する憲法的法律の成立を断念させた。(その法案は、イタリア憲法第138条の要求する各議院2回の可決、つまり、4回の可決のうち3回をすでに終えており、まさに最終的な可決の一步手前であった。)

2013年の終わり、12月8日に、第1党民主党のリーダーが予備選挙により選出された。選出されたのは、エネルギーで新しいタイプの政治家、国会議員ではなくフィレンツェ市長であった、当時弱冠38歳のマッテオ・レンツィであった。大統領の実質的な支持を受け、レンツィは、中道右派政党のリーダーで元首相のシルヴィオ・ベルルスコーニと協働して、所要の選挙法及び憲法改正に向けた新たな試みにすぐ着手した。両者は、新たな選挙法と、両院の構成及び権限並びに国及び州の立法権限についての一連の関連する憲法改正に同意した。

2014年2月、レンツィ率いる民主党は、エンリコ・レッタ首相に辞任を求め、レンツィは、2014年2月22日、憲法及び選挙法改正をはじめとした「イタリアの問題を完全に転換する」ための大胆な計画を携えて、新たな首相に就任した。実際、数週間うちに、両改正案は議会に提出された。

3 イタリア議会によって現在検討されている憲法改正案

関連の深い新たな選挙法案³はさておき、憲法改正案は上院に提出され、主要な選択を維持したまま上院は条文を可決した。当該選択とは、(上院は政府信任権限を失い、下院はすべての立法ではないにせよその大部分について最終決定権限を有するというように) 両院を抜本的に差異化すること、上院を州議会議員とコムーネの長で構成される間接選挙による議院に変えること、その議員数を現在の3分の1に減じること、立法過程における内閣の手続上の権限の一部を強化すること、約80の県⁴及び経済労働国民会議⁵を廃止すること、(2001年の憲法第2部第5章改正が不十分な結果に終わったことを踏まえて) 両院及び州議会の立法権限を見直すこと、国民発案を強化することである。

全般的に見て、下院により可決された改正案は、イタリア憲法第2部の44条に影響を与えるであろう。下院には、直接的な変更は及ばない。上院は、95名

³ 下院案に上院で修正が加えられ、現在、レンツィ内閣が相対的に安定した多数派を押さえている下院による最終的な承認を待っている段階である。2015年夏頃には手続を終える見込みである(本稿の基になった報告後の2015年5月、最終的に可決されて法律となった。 ※訳者注)。この新法は、次回立法期から上院が公選制ではなくなるという前提に立って、下院議員選挙を規制している。100程度の選挙区から平均して各6名の下院議員が選出され、勝利した(政党連合ではなく)政党名簿に過半数を超える340議席が保障される。勝利した政党名簿は有効投票の40%以上を獲得せねばならず、この値を超える名簿がない場合には、2週間後に第1党と第2党の間で決選投票が行われる。政党名簿に対する議席配分には、3%の得票が必要である。選挙区ごとの政党名簿筆頭登載者は各政党により選出されるが、その他の候補者の選出順位は、有権者の選好投票により決定される。有権者は、政党名簿への投票だけでなく、登載順位2位以下の候補者に対する選好投票を行うことができる。2票の選好投票を投じる場合には、有権者は、異なる性別の候補者に投票しなければならない。

⁴ 正確に言えば、改正案は、憲法典上の県に関する言及をすべて削除するものである。これは、改正が、県を完全に変容させるか又は廃止することを意味している。当面、県は、県知事及び県議会を選出する基礎自治体に対してサービスを提供する、間接選挙による機関となっている。他方、大都市及びコムーネは、憲法上の地方団体として列挙されたままである。

⁵ 経済労働国民会議(CNEL)は、労働組合、専門家及び企業を代表する間接選挙による機関である。期待された情報等を提供せず、政策決定過程に影響を及ぼすことも決してなかった。

の公選議員と最大5名の大統領任命議員⁶によって構成する。各州議会（イタリアでは「parliament」という語ではなく「council」という語が用いられている）は、「（共和国上院」という名称をとどめるであろう）新たな上院において州（及び基礎自治体）を代表する1名以上の州議会議員及び1名のコムーネの長を選出する。各州に配分される上院議員数は、（最小の州を含む全州に保障される2議席を別にして）各州の人口に比例して決定する。

新たな上院は、各州が州選挙を実施する度に部分的に改選されるという意味で合衆国上院に相似している。代表される州議会が活動を終える度に（合衆国の州知事と同様、5年間の任期を終える場合又は州議会の議決若しくは公選の州知事の辞任による繰上げ解散の場合がある）、州議会上院議員に対する委任の期間は終結する。

上院の一般的な権能は、州及び地方団体を代表することである。上院は、立法、イタリアとEUの関係及び公共政策の評価について承認し、大統領、憲法裁判所裁判官及び司法職高等評議会構成員の選挙に参加し、限定された調査権限を有する。

下院のみが、内閣を辞職させることができるほか、戦争状態の宣言、主要な国際条約の批准の承認、首相及び閣僚がその権能に関係する犯罪を行った場合についての起訴の承認を行うことができる。大統領は、下院のみ解散することができる。

立法権限は、次のように定められている。

a) 完全に両院による法律案（憲法的法律、言語的少数者及び国民投票に関する法律、地方団体の基本的事項について定める法律、EU法規の形成等へのイタリアの参加を定める法律、上院議員選挙法、EU関係条約の批准を承認する法律、州と国等の関係に関する法律）

b) 州の立法権限に対する優越条項の適用に関する法律。上院の可決した修正案は、下院の構成員の多数決によって乗り越えられる。

c) その他のすべての法律。下院が可決した後、上院は30日以内に修正案を提出することができるが、下院は（単純多数決により）最終的な決定ができる。上院が修正を提案せず、30日が経過した場合、法律は公布される。

⁶ この大統領任命議員はもはや終身ではなく、任期は7年に限られており、議会による承認も受けない。

憲法改正案は、その他の事項も含んでいる。同改正案は、内閣の権限を強化し、内閣の主要提案のための議会における優先手続（下院は、当該提案について、提出後70日以内の同意された日に議決する）を実現しようとしている。憲法改正案は、新しい型の「強力な」国民投票（現行の50万人の有権者という要件に対して、80万人の署名により提案された要求の承認は、投票率に左右されない。現在は、有権者の50%以上が投票していなければ、投票中賛成が多数であっても国民投票は無効となる）も導入している。また、（並行して県議会等はずでにコムーネの議員及び長で構成される間接選挙制の機関に移行しているが、）県についてのすべての言及を削除する。（ほとんど役に立たず、全体的に見て影響力の乏しい、企業、専門家及び労働組合を代表する諮問機関である）経済労働国民会議も廃止する。さらに、憲法改正案は、国会の立法権限強化により、国と州の間の立法権分割に変更を加えている。

上述の二院制改革に関して、反対派は、次のような異議を提起した。

(i) 上院を間接選挙制の機関に変更することは、イタリアの民主主義を弱体化させる。

(ii) 立法権限の削減を伴って上院を間接選挙制の機関に変更することは、憲法保障を弱め、イタリアの憲法体制の抑制と均衡を危険にさらす。この点は、憲法改正前であっても可決が予想される新下院議員選挙法に特に関係している。

(iii) 予想される上院議員95名に係る間接選挙の方法は、当該議員が、すでに下院に存在する党派関係ではなく、地方団体及び州の利益を代表することを実際には保障していない。

(iv) 新たな上院議員が州議会議員及び／又はコムーネの長でもあることは、同時に二足の靴を履こうとするようなもので、その職務を効率的に遂行することを妨げるであろう。

(v) より直接的に、連邦参議院が州政府を直接代表し、その議員は、州の内閣の代表であり、新たなイタリア上院の場合のように個人ではなく代表として投票するドイツ型の制度を模倣することが望ましい。

(vi) 新たな立法過程は一院制を基にしており、両院の協働による法律は非常に厄介で複雑になるのではないか。

レンツィ内閣の憲法改正に対する以上の異議を評価することは、容易ではない。ある程度は、明らかに見解の相違である。以下は、私の個人的な考えを反

映した簡単な所見である。

a) 本稿が示すとおり、イタリアの二院制の問題は、憲法施行以来提起されてきたものである。少なくとも1980年代以降、さらに1990年代の「連邦主義的な機運」より後、第二院は今日、州及び地方団体に分割された国家を代表している限りにおいて正当化されるという考えは、共有されている。他方、全体としての国家は、政党を基礎とした下院によって代表される。

b) イタリアの差異のない二院制は、現代立憲主義の状況の中で風変わりなものである(あった)。

c) 両院を真に差異のあるものとするために、一院は他方の院の代表構造とは異なったものとしなければならない。さらに、政治的な性格を有する下院に、立法権限に係る一般的な優越権を明確に与えなければならない。

d) この目的のために、改正は、大多数の研究者の期待に沿ったものであり、レッタ内閣によって招集され、憲法改正担当大臣 G. クアリアリエッロが委員長を務めた2013年の専門家特別委員会の報告書と一致したものである。

e) イタリアにおける民主主義は、様々な公選制機関を介して広範に行き渡っている。従来、批判は、専ら広範にわたる政治階級の圧倒的な圧力に対して唱えられた。県を見直すという決断及び両院の一方が(代表制ながら)間接選挙制による機関であることは、歓迎すべきであり、イタリアにおける民主主義を全く減じるものではない。

f) 抑制と均衡は大切で、保持すべき、ことによると強化すべきものである。しかし、立法過程を非常に時間のかかるものにするこそ立法の内容と質を効果的に保障すると考えない限りは、両院の非効率な重複は、抑制と均衡に係る制度にとって妥当な要素ではない。

g) 間接的に選出された新たな上院議員が何を代表しているかは考えてみる必要がある。大部分は、州議会が最終的に誰を選出するか次第である。つまり、平議員なのかリーダーなのか? とりわけ、州知事(イタリアの制度において州知事は州議会の構成員である)は選出されるのか? 最も権威のあるコムーネの長は選出されるのか、それとも、候補者は二流のコムーネの長なのか?

h) 新たな上院議員が兼職になるという事実は、実質的に対処すべき問題である。特に、上院が1年のうち11か月活動するというイタリアの伝統により、1か月のうち20日以上を費やさなければならない。他方、新たな上院と州議会

の効果的な協働システムを発展させなければならない。州及び地方に関係する問題が本当に危険にさらされているとき及び場においてのみ、新たな上院がもし関わるとすれば、新たな上院が両方の任務を果たせるよう、連携が考案されなければならない。両院及び州議会の議院規則は、この目的のために注意深く策定されなければならない。それは、不可能ではないが、難問である。

i) 私は、ドイツ・モデルがまさに模範とされてきたと考える人々に同意する。しかし、この提案は、考慮されていたとはいえ、承認される見込みは全くなく、今からさらに20年の発展が必要であろう。

j) 最後に、新たな立法過程は、多くの実験を注意深く行うことが必要であろう。両院間の新たな立法権分割のような改正が適切に機能するために、一定の期間、一定の試行錯誤、一定の修正、場合によっては一定のさらなる憲法改正が必要になるのは普通のことである。現在の制度は、明らかにより単純である。両院は、100%の法律について100%の権限を有している！しかし、問題は、それがうまく機能していないように思われることである。そこで、同様に単純な制度（例えば、議論されているような事項すべてについて、下院は常に上院に優越する制度）により代替されない限り、また別の問題のある権限分割が一定の困難や場合によっては適用に当たっての圧力をもたらすであろう。下院が可決した改正案は、2014年12月に上院が可決した改正案より単純であると言うことができる。

4 イタリアの事例の検討による一般的教訓

イタリアの事例を検討して得られるいくつかの教訓は、より一般的な意味を持っているかもしれない。実際、そうした教訓は、他の二院制議会との比較研究、さらには2013年から2015年にかけてのイタリアにおける直近の情勢により確かめられるであろう。

教訓1：もし議会改革が非常に実現困難なものであるとすれば、(ほとんどの場合がそうであるように)問題となっている議院が憲法改正手続の一部を占めている限り、直接選挙制の議院を間接選挙制の議院に変更することは、特に実現しがたい。

教訓2：国民の投票により生じる直接的な正当性の力は、いったん直接選挙制の議院に一定の権限が与えられたならば、その権限を制限、削減又は廃止す

ることも難しくなるほど大きい。それは、メグ・ラッセルがイギリスの改革者の利点について書いたことにも示されている。つまり、権限が限られていても選挙による議院は非常に強い影響力を持っていることを示すことができ、たとえ内閣を不信認する権限がなくとも、強力な権限を持っていれば決定的で非常に抑制しがたい存在となり得る。

教訓3：現在のイタリアの事例は、直接選挙で—もちろん憲法改正手続の一部を占めることも含めて—同一の権限であることが、いかなる本質的な改革に対しても保護手段となってきたため、特に厄介である。すべての理性的な憲法起草者は、こうした制度を避けるべきである。両院の構成と権限の結び付きは、1946年～1947年の制憲議会以降、イタリアで常に議論されてきた。

教訓4：政府形態（政治体制）と二院制議会の主な特色の間には、緊密な連関がある。特に、議院内閣制—つまり、議会が内閣の信任権限を持つという事実に基づく政府形態—は、（内閣との信任関係を有するのが下院であれば）下院の立法過程における明確な優越を確保しているはずである。この点で、大統領制は、議院内閣制より自由度が高い可能性がある。

教訓5：政府形態及び政党システムの機能における重要な変化は、第二院の役割及び二院制議会の活動様式に大きく影響を与えるであろう。近年のイタリアの情勢は、この点を示している。

教訓6：いかなる場合でも、（イタリアにおけるような）二重の信任関係は、両院それぞれの構成の問題と同様、選挙の問題を一層扱いにくくする。特に、実際に用いられる選挙制度を大きく制約する。抽象的で純粋に論理的な観点からは、二つの異なる直接選挙による議院の政治的帰結が同一であることを確約することは明らかに不可能である。これが、上院の根本的な改革とともに、イタリアの改革者が2015年に下院議員選挙法の改正を行おうとしている理由である。

教訓7：憲法起草者は、下院のように政党の方針に沿って選ばれた第二院を設けることの長所と短所を十分認識していなければならない。

教訓8：再考の院としての第二院、つまり、すでに別の議院が行ったことについて統制、修正に加え、繰り返す議院の存在する余地がまだあるかは検討されるべきである。憲法起草者は、こうした種類の抑制と均衡の仕組みを他の既存の仕組みと適合させるために、払うに足ると考えるコストを注意深く評価すべきである。「迅速な決定がますます要求されているように思われる世界に、

どのような選択が適しているか」が問題である。

教訓9：(理論的には政党の方針に沿って国民により選ばれた下院によって保障される)民主制原理の優越と、第二院又は上院の内にかかる方法にせよ代表された他の利益の求められる影響力との間の適切なバランスをとることはますます難しくなっている。おそらく、解決策は、下院が通常それに基づいて優越する手続を注意深く作り上げること、また、両院の権限を対等とするその他の事項を同様に注意深く選び出すことにある。

教訓10: この分野において、すべてはすでに考案し尽くされている。つまり、専門的方法や素晴らしい解決策の問題というより、政治的意思や決定の問題である。経験は、同様の提案が政治的な偶然に影響されたわずかな変更とともに周期的に繰り返される傾向があることを示している。しかし、立法者は、緊急の場合にのみ、二院制議会の構成と権限のような事項について行動する決断をするだろう。イタリアにおける直近の情勢は、この点がどの程度真実であるかを示しているように思われる。イタリアの新たな首相の決定は、政治的リーダーシップがどれほど決定的であり得るかを示した。そして、第17立法期冒頭の状況は、将来、イタリアが待ち望んできた緊急の場合として記録されるであろう。

イタリア二院制議会改革案比較表

| 共和国憲法 (1948年～ 1963年) | ボツィ 委員会 (1985年) | ラブリオーラ案 (1990年～ 1991年) | デ・ミータ＝ イオッティ委員会 (1994年) | ダレーマ 委員会 (1997年) | 中道右派 改革 (2005年) | ヴィオランテ案 (2007年) | レンツィ案 (2015年) |
|---|-----------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------|------------------------------|--------------------|------------------|
| 630名(下院) | 削減、ただし 数値なし | 変更なし | 変更なし | 400名～500名 (下院) | 518名 (下院) | 512名 (下院) | 630名 (下院) |
| 315名(上院) | 削減、ただし 数値なし | 変更なし | 変更なし | 200名 (上院) | 252名 (連邦上院 ⁷) | 196名 (連邦上院) | 95名 |
| 終身上院議員 ⁸ (5 ⁹ + n) | 8名以上に 増加 | 変更なし | 変更なし | 大統領経験者 のみ | 終身下院議員 (3 + n) | 変更なし | 変更なし |

⁷ 連邦上院の活動の一部には、州及び地方団体の代表者が参加することが想定されていた。

⁸ 共和国大統領は、その任期の終了後、終身の上院議員となる。その数は規定されていないが、非常に少数である。

⁹ 最大5名の終身上院議員が、共和国大統領により任命される。

| | | | | | | | |
|----------------------------------|--------------------|--------------------------|--------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 選挙権年齢 18歳 / 25歳 ¹⁰ | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 両院18歳 | 両院18歳 | 下院18歳 | 下院18歳 |
| 被選挙権年齢 25歳 / 40歳 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 21歳 / 35歳 | 25歳 / 25歳 | 18歳 / 18歳 | 下院25歳 |
| 両院 直接選挙 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 下院のみ ¹¹ | 下院のみ ¹² |
| 同一任期 (5年) | 変更なし | 変更なし | 同一任期 (4年) | 変更なし | 常設の上院 | 常設の上院 | 常設の上院 |
| 両院による 信任投票 | 合同会議 | 変更なし | 合同会議 | 下院のみ | 下院のみ | 下院のみ | 下院のみ |
| 立法権： すべての面で 同一 | 事項により分化 | 事項により分化 | 特定の事項に関 して僅かに分化 | 分化、 下院の優越 | 事項により分化 | 両院手続による 一定の立法、分 化、下院の優越 | 明瞭な分化、 下院の優越 |
| 意見が一致しな い場合、両院は 対等 | 一定の事項に関 して下院の優越 | 事項により、い ずれかの議院が 優越 | 両院は対等 | 両院手続による 立法に関して下 院の優越 | 内閣の要求による 立法に関して下 院の優越 | (両院手続による 立法に関して) 下院の優越 | (両院手続による 立法に関して) 下院の優越 |
| 調査： 同一権限 | 上院により大き な権限 | 変更なし | 変更なし | 上院により大き な権限 | 下院により大き な権限 | 変更なし | 下院により大き な権限 |
| 任命(憲法裁判 所)：合同会議 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 上院のみが裁判 官を選任 | 下院が3名、上 院が4名の裁判 官を選任 | 変更なし | 下院が3名、上 院が2名の裁判 官を選任 |
| 選挙法 ¹³ | 比例代表制 | 比例代表制 | 多数代表・比例 代表混合制 | | 多数派プレミア ム付比例代表制 | | 多数派プレミア ム付比例代表制 |

¹⁰ 18歳に達したすべての市民は、下院議員選挙の投票権を有する。他方、上院議員選挙については25歳以上でなければならない。下院の場合は25歳以上の有権者、上院の場合は40歳以上の有権者から選挙される。上院議員選挙の有権者は、下院議員選挙のそれより400万人少ない。

¹¹ 上院は、6名～14名の州の代表から形成されることが想定されている。

¹² 上院は州議会議員及び21名のコムーネの長から形成され、上院議員は州議会により選出されることが想定されている。

¹³ 1993年まで、両院議員選挙法は比例代表制でほぼ同一であった。1993年から2005年の間の両院議員選挙法は、日本の1994年の衆議院議員選挙法に似ており(イタリアの場合、全議席の4分の3が相対多数の得票により当選する小選挙区制、残りの4分の1が全国単位の比例代表制とされた)、2005年以降、両院の選挙方式は、明確な多数派を保障するため、勝利した政党又は政党連合にプレミアム議席を配分することを付加した比例代表制となった。このことは、選挙を連任せにしてしまうおそれがある。留意すべきは、選挙制度が憲法により規制されていることである。